

(別記6)

ばれいしょ保管施設等整備事業

第1 事業の内容

本事業は、別記5の取組において設置される協議体の構成員が、需要に応じた生産体制を構築するにあたり必要な施設の整備に要する経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の3及び5の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 3 事業実施主体欄の5の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。
- 4 事業実施主体欄の4の者については、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。また、1戸1法人や個人事業主でないこと。
- 5 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょ及びばれいしょとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・当該産地におけるばれいしょの実需との販売割合を2.0%又は2.0ポイント以上増加
- ・当該産地における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・当該産地におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施年度を含む5年までの範囲内で設定するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、第1に掲げる別記5で設置される協議体の構成員が、当該産地において需要に応じた生産体制を構築するにあたり必要な施設の整備に要する経費とする。
- 2 本事業で整備する施設等については、別記6別紙に定める施設等の補助対象基準を満たすもの

とする。

- 3 補助率は1/2以内とする。
- 4 本要領別記様式第1号による事業実施計画は、別記5の取組で作成する種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画に基づき作成するものとする。計画期間は、事業実施年度を含む5年間で設定する。
- 5 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 6 事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- 7 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。
- 8 施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- 9 施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 10 地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- 11 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。なお、事業実施主体は、本要領別記様式第5号に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- 12 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - （1）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - （2）改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - （3）本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得

し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- 13 保管施設等の整備と一体的に行う包装・出荷施設の整備については包装・出荷施設の規模及び能力の設定に当たり、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

14 留意事項

- (1) 周辺環境への配慮施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (2) 周辺景観との調和施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の活用に努めるものとする。

(4) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者(事業実施主体がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(5) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた生産体制の構築に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。
なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。
市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。
なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。
都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。
 - イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。
 - ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

- (2) 市町村長は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、別表1の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントを記載するものとする。
- (3) 都道府県知事は(1)の基準に照らして適切な事業実施計画について、別表1の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 成果目標の変更

5 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を本要領別記様式第4号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に

対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。

- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、遅延なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関す

る調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。

別記6別紙 補助対象基準

施設等名	補助対象基準
ばれいしょ保管施設等	<p>(施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合を規定していること。 ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量が増加すること。 ・実需者が受益者であること。 <p>(施設等の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等へのばれいしょ等の受入の方針を定めていること。 ・施設等に受け入れたばれいしょ等の保管・販売・更新の方針を定めていること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ等の保管及び包装・出荷に不要な施設等は補助対象外とする。